

# 【連絡事項】

## 企画課

## 1 平成 24 年度税制改正の主な内容について

改正障害者自立支援法等の平成 24 年 4 月施行により、いずれも第 1 種社会福祉事業である①知的障害児施設、②知的障害児通園施設、③盲ろうあ児施設、④肢体不自由児施設及び⑤重症心身障害児施設を入所による支援を行う施設であれば「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設であれば「児童発達支援センター」に再編することとなっている。

再編に伴い児童発達支援センターについては第 1 種社会福祉事業から第 2 種社会福祉事業に変更となるが、同センターの用に供する土地等については、障害児の地域生活を支える自立自活に必要な知識技能を与える場の整備が重要であるため、引き続き一定の手続により土地譲渡者が 5 千万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業」(\*)の対象とすることが決定された。

※ 特掲事業とは、租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添付することにより、当該事業の用に供するために土地等を譲渡した者について、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5 千万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。

# 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置（平成24年度税制改正事項）

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

## 主な税制改正決定内容

改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行による障害児施設の一元化に伴い、従前の施設体系（知的障害児施設、盲ろうあ児施設他3施設※いずれも第1種社会福祉事業）が再編となるが、第1種社会福祉事業から第2種社会福祉事業となる障害児の通園施設（児童発達支援センター）の用に供する土地等を、引き続き、一定の手続により土地譲渡者が5千万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業」の対象とする。

## 特別控除について

### 税制改正による手当をしなかった場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）  
障害児入所施設

（第2種、通所）  
児童発達支援センター

事業認定がなくても一定の手続きにより譲渡所得の特別控除が適用できる

事業認定がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

#### 社会福祉事業

- 第1種：社会福祉を目的とする事業の中でも「入所」を主とするもので、実施主体は国・地方公共団体・社会福祉法人に限られる。
- 第2種：「通所」を主とし、実施主体は規制緩和により民間事業者も含まれる。

### 税制改正による手当をした場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）  
障害児入所施設

（第2種、通所）  
児童発達支援センター

事業認定がなくても一定の手続きにより譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。  
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業であり、通所により利用するサービスでもある保育所との均衡が図られる。

## 2 扶養控除の一部廃止に伴う影響を回避するための政令等の改正について

### (1) これまでの経緯

ア 所得税・個人住民税の扶養控除については、平成 22 年度税制改正において、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15 歳）に対する扶養控除（38 万円）が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16 歳～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止された。

イ 上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定に当たっても影響が生じることが予想される。

ウ この問題に対応するため、平成 22 年度税制改正大綱では、「(扶養控除等の)見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じる」とこととされ、これを受けて、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。

エ 平成 22 年 10 月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出しているところである。

### (2) 今後の対応方針

以下の対応により、扶養控除の見直しがなかったものとみなした上で、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定を行うものとする。

ア 政令改正による対応を想定している主なもの

- ① 障害福祉サービス利用の自己負担限度額
- ② 自立支援医療の自己負担限度額
- ③ 特別児童扶養手当等の支給基準（平成 23 年 12 月 28 日公布済）
- ④ 児童福祉法施行令における自己負担限度額（つなぎ法による児童福祉法施行令の一部改正を踏まえたもの）

イ 通知改正又は解釈通知による対応を想定している主なもの

- ① 障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額
- ② 精神障害者の措置入院費の自己負担限度額

# 扶養控除の見直しに係る経緯及び対応方針

## 【経緯】

- 所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止された。
- 上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定に当たっても影響が生じることが予想される。
- この問題に対応するため、平成22年度税制改正大綱では、「(扶養控除等の)見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じる」こととされ、これを受けて、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。
- 平成22年10月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出しているところ。

## 【今後の対応方針】

以下の対応により、扶養控除の見直しがなかったものとみなした上で、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定を行うものとする。

- 政令改正による対応を想定している主なもの：
  - ①障害福祉サービス利用の自己負担限度額 ②自立支援医療の自己負担限度額 ③【公布済】特別児童扶養手当等の支給基準 (④児童福祉法施行令における自己負担限度額(つなぎ法による児童福祉法施行令の一部改正を踏まえたもの))
- 通知改正又は解釈通知による対応を想定している主なもの：
  - ①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額 ②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額

※ どちらの改正においても、各自治体において『旧税額計算シート』を活用の上、扶養控除見直し前の旧税額を算出し適宜対応いただくことを前提に、同シートを各自治体宛に送付予定。

# (参考)平成22年度税制改正大綱の概要及び控除廃止の影響に係るPT報告書の関係記述

## 【平成22年度税制改正大綱の概要(抄) (平成21年12月22日 閣議決定)】

### 個人所得課税

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止する。
- 個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する。

## 【控除廃止の影響に係るPT 報告書(抄) (平成22年10月6日 控除廃止の影響に係るPT)】

### 2. 扶養控除の見直しの影響への対応案

#### (対応案の基本類型)

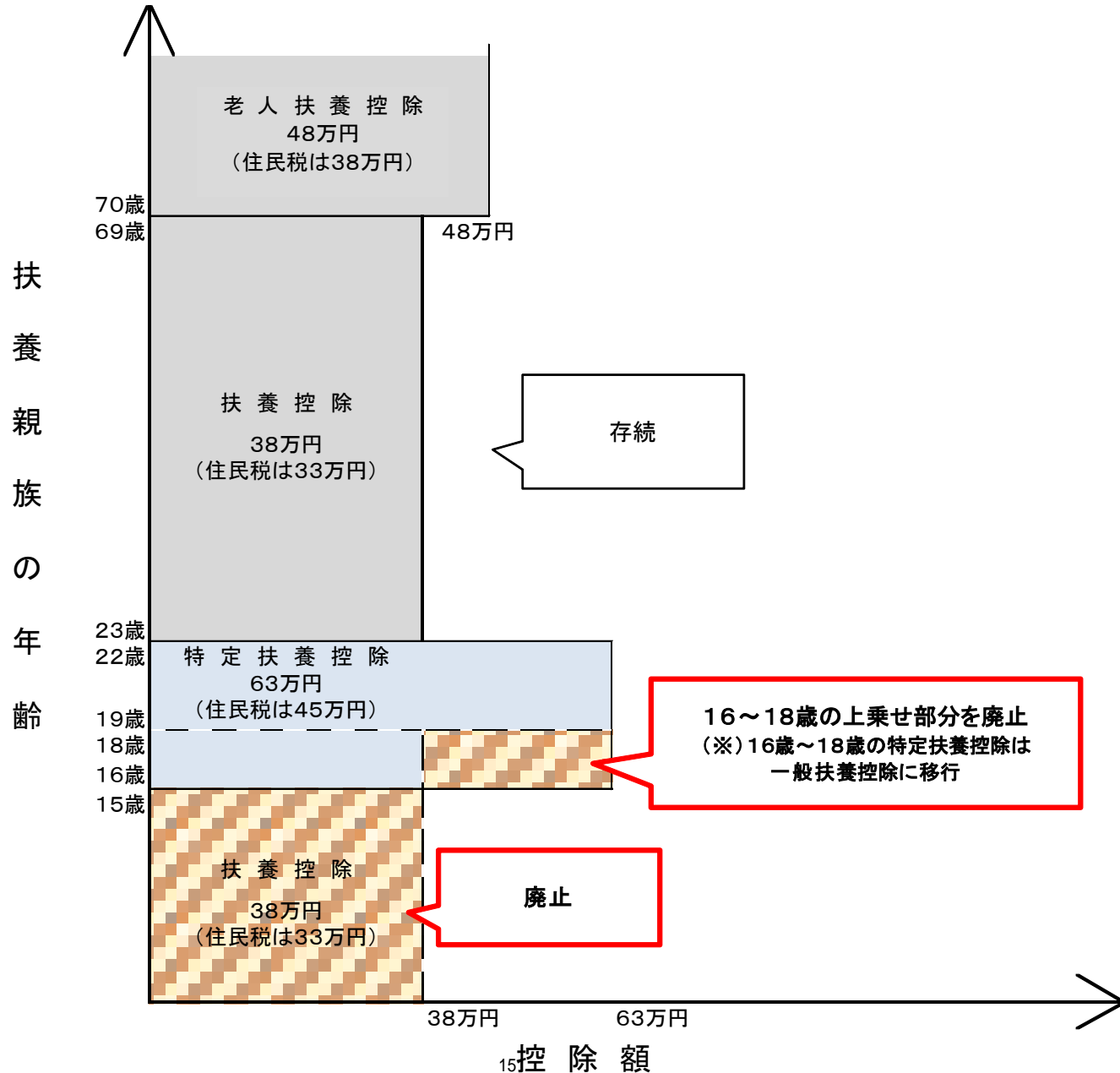
扶養控除の見直しの影響への対応案としては、次の3つの方式が考えられる。

第1 方式: 税額等を活用しない方式(収入・所得金額を活用する方式[一定の調整を加えることもありうる])

第2 方式: 扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式

第3 方式: 一定のモデル世帯を設定し、当該世帯について負担が生じないように見直す方式

# (参考)平成22年度税制改正を踏まえた扶養控除の概要

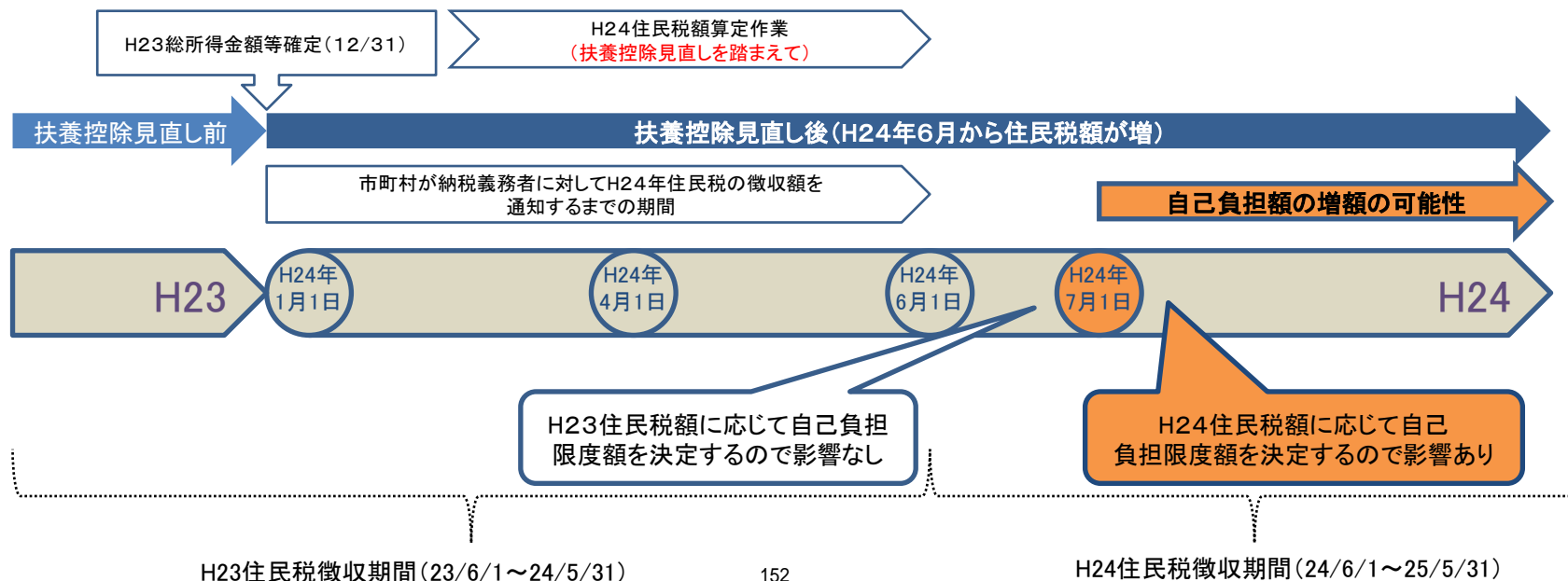


# 住民税における扶養控除見直しの影響

住民税額の算定に当たっては、前年の総所得金額等から各種所得控除を控除することで行うが、H24年1月1日からは地方税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなるため、住民税額が増額となるケースがある。そのため、住民税額に応じて決定している障害福祉サービス利用の自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス利用の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第17条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正
②自立支援医療の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第35条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正

## 【 参 考 】



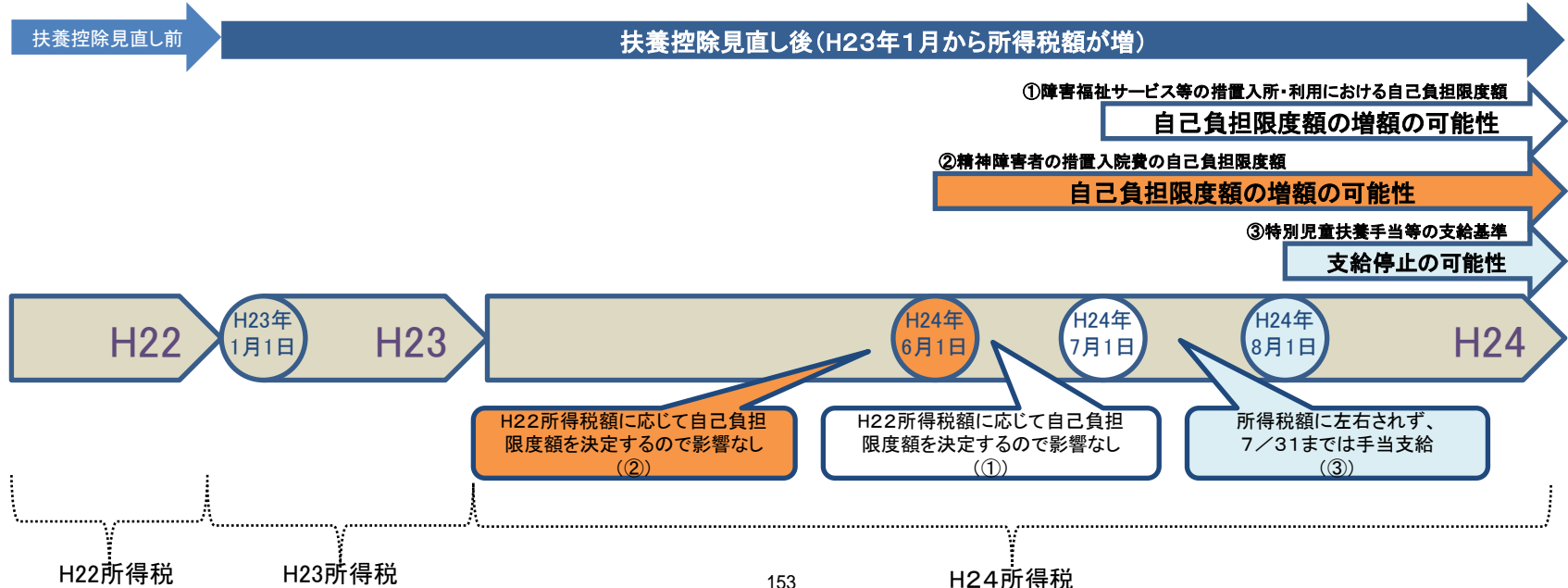


# 所得税における扶養控除見直しの影響

所得税については、H23年1月1日からは所得税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなったため、源泉徴収に際しての控除額が減額となり、結果、所得税額が増額となったケースが生じている。そのため、所得税額等に応じて決定している障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額	H24年7月	やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて (H18.11.17障害保健福祉部障害福祉課長通知)	〔運用に当たっては、各自治体における規則等での定めによる〕	通知改正 又は 解釈通知
②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額	H24年6月	精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて (S63.11.18保健医療局精神保健課長通知)	1/1～5/31までに入院措置した者は前々年の、6/1～12/31においては前年の所得税確定額をもって費用徴収額を認定	通知改正 又は 解釈通知
③【公布済】 特別児童扶養手当等の支給基準	H24年8月	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条、第7条、第8条、第20条、第26条の5及び附則第97条	前年の所得が特定扶養親族数に応じて政令で定める額以上の場合、その年の8月から翌年7月まで支給しない	政令改正

## 【参考】



「特別児童扶養手当等の支給基準」についての対応

- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第430号)(平成23年12月28日公布)によって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令についても一部改正された。
- その結果、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給基準の算定にあたり、16歳以上19歳未満の扶養親族に係る加算額について、扶養控除見直し前と同様に加算できることとした。

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）  
（第十二条関係）（平成二十四年八月施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第六条及び第七条の政令で定める額）</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。</u>）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第二十条の政令で定める額）</p> <p>第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。</u>）を加算した額とする。</p>	<p>（法第六条及び第七条の政令で定める額）</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。</u>）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第二十条の政令で定める額）</p> <p>第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。</u>）を加算した額とする。</p>

### 3 事業者の業務管理体制の整備について

障害者自立支援法等の一部改正により、新たに事業者（法人）単位の規制として、法令遵守の義務の履行がなされるよう、指定障害福祉サービス事業者等に業務管理体制の整備及び業務管理体制の整備に関する事項の届出が義務づけられるとともに、国、都道府県及び市町村に当該事業者の本部等への立入権限が付与された。

#### (1) 業務管理体制の整備及び届出

業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等については、国、都道府県及び市町村がそれぞれ行うこととしているが、届出状況の管理、事業者情報を監督権者別・事業者規模別に分類、行政機関間での当該情報の共有化のため、国においてシステム整備（平成24年10月稼働予定）を行い、全国の事業者データを管理する予定である。

また、システムが稼働するまでの間、国、都道府県及び市町村において、届出状況管理などの業務に活用するため、暫定版事業者データを作成する予定である。

システムでのデータ管理や暫定版事業者データの作成にあたっては、データの確認など、都道府県に作業を行っていただくこととなるが、ご協力をお願いする。

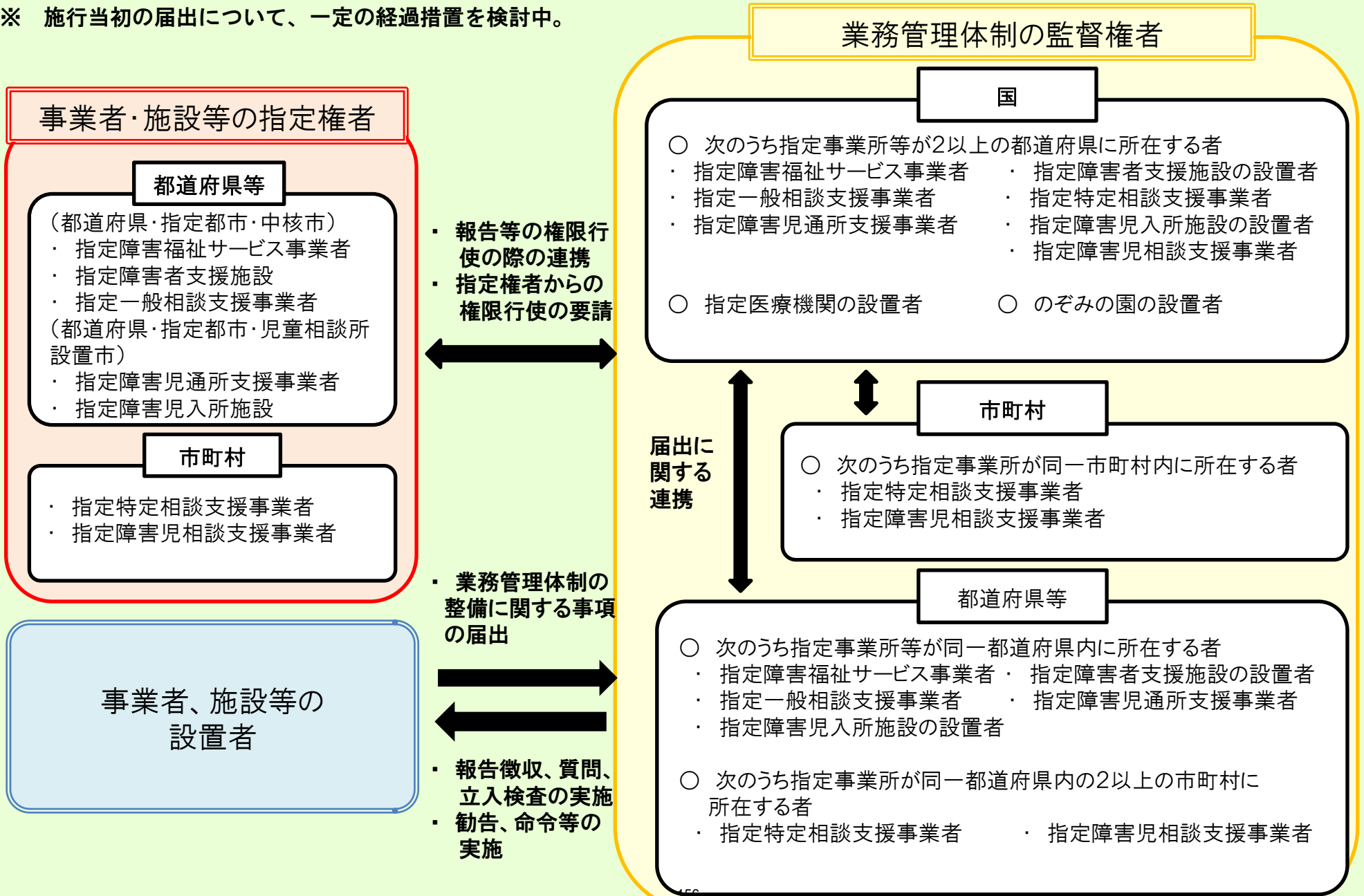
#### (2) 事業者の業務管理体制における監督体制について

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制が適正に整備され、制度が適切に運用されるためには、国（本省又は各地方厚生局）、都道府県及び市町村において、事業者等への業務管理体制の整備・運営状況に対する適切な監督・助言を実施する必要がある。

このため、都道府県等におかれては、平成24年4月以降の障害福祉サービス事業者等からの届出業務に関する的確な指導・助言を実施されるとともに、別添資料の内容を参考とし、業務管理の監督体制を整備していただき、指導監督業務の円滑な実施が図られるようお願いする。

# 事業者の業務管理体制の監督体制

※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。



届出に関する連携

↑ ↓

# 密接な関係を有する者に関するサービス類型案

○ 指定の取消しを受けた事業者が、グループ内の他の事業者へ事業譲渡等して実質的に処分を逃れるといった行為を防止することが必要。

→ 指定に係る申請者と密接な関係を有する者が指定の取消しを受けた場合を、指定・更新の欠格事由に追加。 法

※ 指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービス類型(下図参照)の指定を受けている場合に限る。

省令案(◎ごとの類型内で適用される。)

## 障害福祉サービス

### ◎障害福祉サービスⅠ

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護

### ◎障害福祉サービスⅡ

- ・ 重度障害者等包括支援

### ◎障害福祉サービスⅢ

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護 (※)
- ・ 短期入所

### ◎障害福祉サービスⅣ (※)

- ・ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 (A型・B型)

### ◎障害福祉サービスⅤ

- ・ 共同生活介護
- ・ 共同生活援助

## 障害者自立支援法

### 障害者支援施設

◎障害者支援施設

※ 障害者支援施設において行われる施設障害福祉サービスを除く。

### 相談支援 (障害者)

◎計画相談支援、地域相談支援

## 児童福祉法

### 通所サービス (障害児)

◎障害児通所支援

### 入所サービス (障害児)

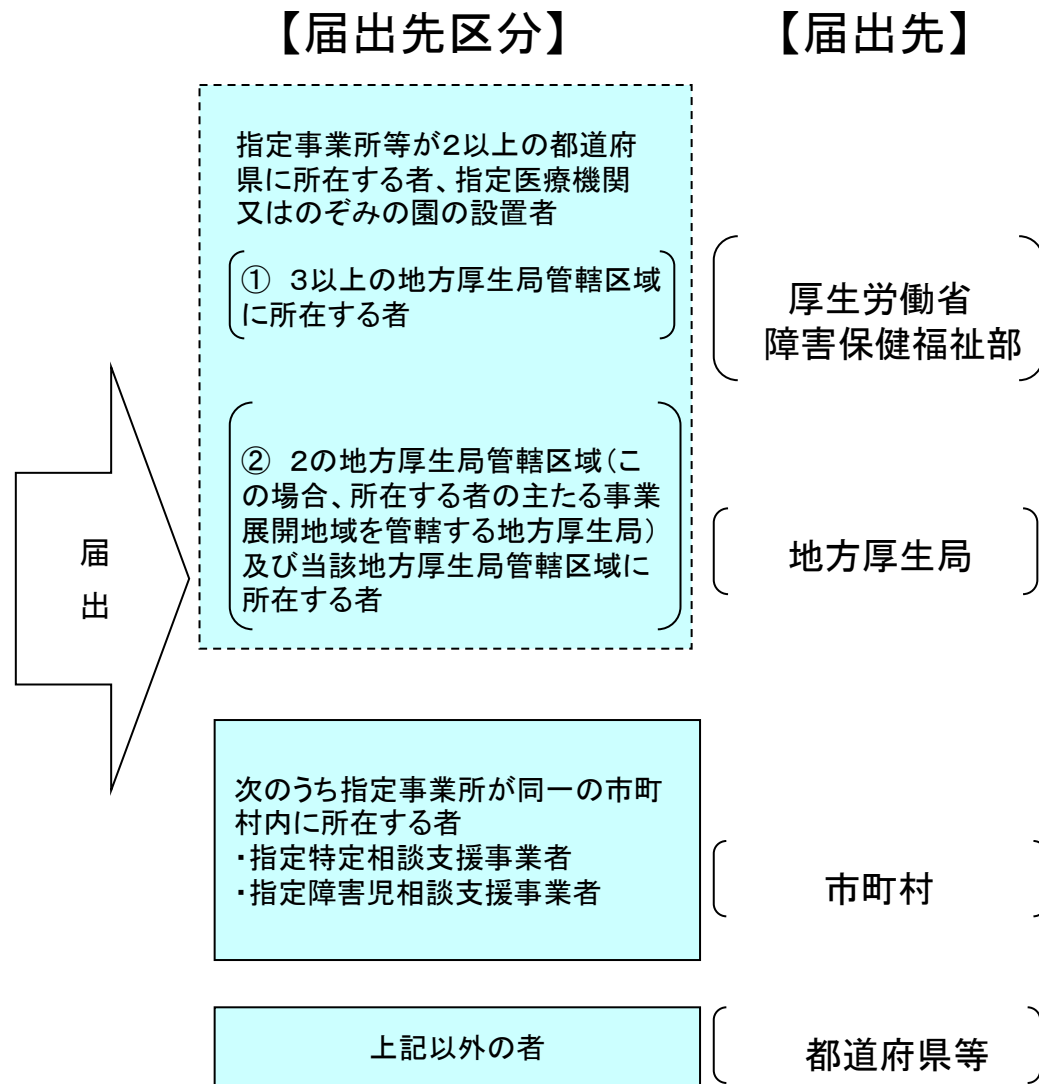
◎障害児入所支援

### 相談支援 (障害児)

◎障害児相談支援

# 業務管理体制の整備に関する事項の届出(案)

対象の事業者	届出する事項
全ての事業者	事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
指定の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
指定の事業所・施設数が100以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要



# 業務管理体制の整備に関する事項の届出の事務処理(案)

障害福祉サービス事業者(法人)等  
業務管理体制の整備

届出

## 届出先機関

### 【国】

指定事業所等が2以上の都道府県に所在する者、  
指定医療機関又はのぞみの園の設置者

#### 厚生労働本省

3以上の地方厚生局管轄区域に所在する者

#### 地方厚生局

2の厚生局管轄区域(この場合、所在する者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域に所在する者

### 【市町村】

次のうち事業所が同一の市町村内に所在する者  
・指定特定相談支援事業者  
・指定障害児相談支援事業者

### 【都道府県等】

上記以外の者

業務管理体制データ管理システム



※システム稼働までの間は、各届出先機関毎の暫定データを届出管理表として使用する予定(システム稼働時にデータ移管する。)

### 【届出受領処理】

- 1 事業者の届出事項確認(データ内容、届出先、書類)
- 2 届出済みチェックの入力
- 3 法令遵守責任者名の入力
- 4 事業者(法人)番号の入力

業務管理体制の運用

国・都道府県・市町村による業務管理体制の監督



# 業務管理体制の整備に係るスケジュール(予定)

- ①事業所データの法人単位への名寄せ作業 1月～2月
- ・厚生労働省が各都道府県から収集した事業所データを、事業者名、事業者住所等により名寄せを実施
  - ・名寄せ後のデータを都道府県へ送付、内容確認  
(都道府県において、事業所データの漏れ等のチェック)

- ②関係通知等発出 2月～3月
- ・5月～9月の暫定期間中の留意点
  - ・システム概要
  - ・①に基づき作成した届出管理表

- ③システム開発 5月～9月

暫定期間(法施行からシステム運用開始までの間)

- ④届出管理表の暫定データをシステムに移管 9月

- ⑤システム運用開始 10月



# 業務管理体制の確認検査実施要領の概要

## □ 目的

指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に対する都道府県が実施する検査について、基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図る。

## □ 検査の実施機関

### 1 国

指定事業所等が2以上の都道府県に所在する者、指定医療機関又はのぞみの園の設置者

(1) 3以上の地方厚生局所管区域に所在する者

実施機関 厚生労働省

(2) 2の地方厚生局管轄区域(この場合、所在する者の主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局)及び当該地方厚生局管轄区域に所在する者

実施機関 地方厚生局

### 2 市町村

次のうち指定事業所が同一の市町村内に所在する者

- ・指定特定相談支援事業者
- ・指定障害児相談支援事業者

実施機関 市町村

### 3 都道府県等

上記以外の者

実施機関 都道府県等

## □ 検査の実施

### ・一般検査

全ての業務管理体制の整備が義務づけられた指定障害福祉サービス事業者等の本部等を対象として、報告の徴収等により整備体制の確認を実施。

概ね3年に1回、計画的に実施。

### ・特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した指定障害福祉サービス事業者等を対象に、立入検査により整備体制の確認を実施。

## □ 行政措置等

### ・改善勧告

適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、期限を定めて改善を勧告。

期限内に改善勧告に従わなかったときは、公表することも可。



### ・改善命令

正当な理由がなくて改善勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて改善を命令し、その旨を公示。



### ・指定事業所の指定権者への通知

命令に違反したときは、命令違反の内容を当該事業所の指定権者が市町村長である場合には当該市町村長へ通知。

## □ 指定事業所に係る指定権者との連携

検査の実施に当たっては、当該事業所の指定権者が市町村である場合には、当該市町村と密接に連携して実施。